

# 監視カメラ増設作業（香川運輸支局）仕様書

## 1. 適用

本仕様書は、国土交通省四国運輸局が発注する「監視カメラ増設作業（香川運輸支局）」（以下、「本作業」という。）に適用する。

## 2. 目的

本作業は、四国運輸局香川運輸支局庁舎2階の企画観光・輸送・監査部門窓口、聴聞室及び会議室において、監視カメラを増設するものである。

## 3. 履行場所

香川県高松市鬼無町字佐藤 20-1 四国運輸局香川運輸支局

## 4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月6日(金)まで

## 5. 作業内容

監視カメラ 増設 一式

## 6. 納入機器の仕様、数量及び設置場所

番号	品目	規格	単位	数量
①	ネットワークカメラモニタリング 専用ユニット	Dual-Eye3rd	台	1
②	屋内 2MP ドーム AI カメラ	WV-S2135UX	台	3
③	POEHUB	APLGS110GTP0E2	台	1
④	21.5型液晶モニター		台	1

いずれの機器も同等品を可とする。設置場所は参考図のとおり。

## 7. 作業要領

- 受注者は、作業に先立ち、契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び作業計画に関する以下の資料を作成し、監督職員に提出すること。
  - 工程表
  - 作業員名簿（役職、氏名、資格等）
  - 緊急時連絡体制表
- 作業計画の作成にあたっては、対象施設の業務に支障がないよう配慮すること。また、職員に加え、来庁者等第三者の安全確保に配慮すること。
- 作業日及び作業時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の8時30分から17時とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、具体的な作業日時

及び場所については、監督職員と協議の上決定する。

- (4) 作業場所において、別途作業を行う第三者がいる場合、監督職員が必要に応じて工程等の調整を行うので、受注者は、その調整に従わなければならない。
- (5) 作業用の電力及び水については、既設負荷への波及がない限り、既存設備から無償で使用することができる。
- (6) 工具・機材等の運搬用車両等本作業に関して使用する車両については対象施設の駐車場を利用することができる。
- (7) 作業関係者は対象施設内のトイレを利用することができる。
- (8) 作業中の資機材の置場所は、事前に監督職員と協議の上決定すること。
- (9) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業、停電、断水等施設の使用に影響のある作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (10) 作業に際し、必要な資格を有する者が作業を行うこと。
- (11) 受注者は、作業に従事する者に対して名札もしくは腕章を着用させるものとする。なお、庁舎管理等の理由により発注者から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (12) 作業にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、作業の円滑な進行を図るとともに、常に安全に留意し、作業に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (13) 建物内での火気の使用は、原則として行わない。
- (14) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう作業現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
- (15) 作業にあたっては、既存構造物等を汚損しないよう適切な養生を行うこと。なお、作業の際に既存構造物等を汚損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。なお、これに伴う経費は全て受注者の負担とする。
- (16) 作業終了時には、適切な後片付けを行い、監督職員に終了の報告をすること。

## 8. 特記事項

- (1) 本作業には、作業にかかる納入機器ほか資材の搬入、構成機器の据付、配管、通線、システム調整、試験調整及び関連する打ち合わせ、資料作成等の一切を含むものとする。なお、本仕様書に記載なき事項であっても作業の履行上当然必要とされる事項については、受注者の負担において実施すること。
- (2) 本作業に使用する機器類、雑材料は全て新品とする。
- (3) 本作業において、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への届出手続等が必要となる場合、受注者の責任において全て遅滞なく行うこと。なお、届出を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ職員に報告すること。
- (4) 機器の取付け、配線等作業を行う場合は、回路、配線、機器と開閉器等の事前確認を行うこと。
- (5) 停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき作業するほか、事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議すること。
- (6) 必要に応じて落下防止措置等を講ずること。
- (7) 監視カメラ設備に関する作業上の留意事項
  - ①配線等
    - ⅰ) カメラ切替器、受像機等に同軸ケーブルを接続する場合は、適合するコネクタを使用する。
    - ⅱ) 屋外に設けるコネクタは、接続後に、防水処理を施す。

- ハ) キャビネット及びラックに収容する機器に接続するケーブル又は端子には、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札、マークバンド等を取付け、系統種別、行先、ケーブル種別等を表示する。

②カメラの取付け

- イ) 照明、太陽等の直接光がレンズに入らないよう、位置と角度を調整して取付ける。
- ロ) 空調設備の気流が直接当たらない場所に取付ける。
- ハ) カメラは、振動しないように取付ける。
- ニ) カメラの取付けは、その荷重及び取付け場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付け方法が特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督職員に提出する。

(8) 増設作業に際し、9. の現地試験を実施すること。なお、現地試験は監督職員立会のもと実施すること。

(9) 発生材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適切に処理すること。

## 9. 現地試験

現地作業完了後、以下の試験を行い、監督職員に試験結果書を提出すること。

- (1) ケーブル配線完了後に、伝送品質測定を行う。
- (2) 監視カメラ設備は以下の試験を行う。

試験項目	試験内容	試験個数
視界試験	監視区域の全域が画面で視認できることを確認する。	
画質	監視区域ごとに、監視可能な画質が得られることを確認する。	
遠隔操作 及び切替 え	操作器により所定のカメラの旋回、切替え及びズーム動作機能を有するものは、旋回、切替え及びズーム動作が行えることを確認する。ワイパ、デフロスタ、ヒータ及びファンを取付けた機器は当該動作を確認する。	全数

## 10. 完成図書

(1) 作業完了後、以下の資料を発注者に提出すること。

- ・ 完成図面（対象機器の配線図、機器仕様書、主要機器配置図、主要機器一覧表） 1部
- ・ 試験結果書 1部
- ・ 納入機器の取扱説明書 1部
- ・ 納入機器の保証書 各1部
- ・ 工程写真（作業前、作業中、作業完了後） 1部

工程写真の仕様は以下のとおり。

- イ) 原則デジタル写真とする。
- ロ) 色彩は、カラーとする。
- ハ) 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
- ニ) 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
- ホ) ファイル形式は、JPEGとする。
- ヘ) 写真の編集を行ってはならない。ただし、小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

## (2) 電子ファイルの仕様等

- ① (1)の資料は、紙媒体による提出を求めたものを除き、可能な限り次の電子可読形式ファイルで提出すること。
  - ・ CAD ファイル：2D-CAD：Autodesk AutoCAD LT (dwg, dxf) 及び Adobe Acrobat (pdf)
  - ・ CAD ファイル以外：Microsoft Office (docx, xlsx, pptx) 又は Adobe Acrobat (pdf)  
ただし、工程写真については、撮影時の JPEG とする。
- ② 提出図書の作成に使用するソフトウェアは最新バージョンを用いること。
- ③ 記録メディア
  - 1) CD-R 又は DVD-R とする。
  - 2) 数量は 1 枚とする。
  - 3) 提出前に最新定義ファイルに更新されたウィルス検知ソフトでウィルスチェックを行うこと。
- ④ 記録メディアのレーベル面には、次の内容を直接印刷するか、油性インクまたは不滅インクによる手書きで明記すること。
  - 1) 件名
  - 2) 受注者名
  - 3) ウィルス検知ソフト名（バージョンを含む）
  - 4) データ書き込み日
  - 5) ウィルスチェック日

## 11. 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、本作業の全部を一括して、又は本作業の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本作業の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承認申請書を発注者に提出し承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 受注者は、発注者に前項の承諾を得て、再委託が行われたとき及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。

## 12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### 13. 秘密の保持

受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 14. その他

本仕様書に定めのない事項又は本件について疑義が生じた事項については必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

